

三次市教育委員会議案第40号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（案）新旧対照表

第1条（三次市教育委員会公告式規則の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、<u>教育委員会</u></p> <hr/> <p>_____の定める規則その他教育委員会の定める訓令で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定める。</p> <p>（規則等の公布）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して<u>教育長</u>が署名するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、<u>三次市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の定める規則その他教育委員会の定める訓令で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定める。</p> <p>（規則等の公布）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して<u>委員長</u>が署名するものとする。</p> <p>3 略</p>

第2条（三次市教育委員会会議規則の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>教育委員会</u></p> <hr/> <p>_____の会議（以下「会議」という。）その他の議事の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <hr/> <p>_____</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>三次市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の会議（以下「会議」という。）その他の議事の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <hr/> <p>_____（委員長及び委員長職務代理者</p>

を調査し、なお、定足数に満たないときは、休会とする。

- 4 委員は、会議の途中で退席しようとするときは、その事由を付し教育長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第5条 開会及び閉会の宣告は、教育長が行う。

(会議の順序)

第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1)～(6) 略

(動議の提出)

第7条 略

- 2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮って、これを議題としなければならない。

(発言の許可)

第8条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。

- 2 略

(発言内容の制限)

第9条 略

- 2 教育長が散会、延会又は休会を宣言した後は、何人も議事について発言してはならない。

(請願及び陳情)

第10条 教育委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情を述べることができる。

(採決)

第11条 教育長において論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければな

を調査し、なお、定足数に満たないときは、休会とする。

- 4 委員は、会議の途中で退席しようとするときは、その事由を付し委員長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第7条 開会及び閉会の宣告は、委員長が行う。

(会議の順序)

第8条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1)～(6) 略

(動議の提出)

第9条 略

- 2 動議が提出されたときは、委員長は、会議に諮って、これを議題としなければならない。

(発言の許可)

第10条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、委員長の許可を得て発言しなければならない。

- 2 略

(発言内容の制限)

第11条 略

- 2 委員長が散会、延会又は休会を宣言した後は、何人も議事について発言してはならない。

(請願及び陳情)

第12条 教育委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、委員長の許可する時間内において、事情を述べることができる。

(採決)

第13条 委員長において論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければな

らない。

(採決の方法)

第12条 教育長は、順次、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

(修正動議の採決)

第13条 略

2及び3 略

(会議の傍聴)

第14条 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により秘密会としたときは、この限りでない。

2 略

(会議録の調整)

第15条 会議録は、教育長が事務局職員の中から指名して _____, これを作成させる。

第16条 会議録には、教育長及び出席委員が署名しなければならない。

(会議録の記載事項)

第17条 略

(1)~(8) 略

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は会議において必要と認めた事項

(異議の決定)

第18条 会議録に記載した事項に関して、委員の中に異議があるときは、教育長は、これを会議に諮って決定する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教

らない。

(採決の方法)

第14条 委員長は、順次、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

(修正動議の採決)

第15条 略

2及び3 略

(会議の傍聴)

第16条 会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により秘密会としたときは、この限りでない。

2 略

(会議録の調整)

第17条 会議録は、委員長が事務局職員の中から教育長の推薦する者を指名して, これを作成させる。

第18条 会議録には、出席委員 _____が署名しなければならない。

(会議録の記載事項)

第19条 略

(1)~(8) 略

(9) 前各号に掲げるもののほか、委員長又は会議において必要と認めた事項

(異議の決定)

第20条 会議録に記載した事項に関して、委員の中に異議があるときは、委員長は、これを会議に諮って決定する。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委

育長が会議に諮って定める。

員長が会議に諮って定める。

第3条（三次市教育委員会傍聴規則の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>教育委員会</u>の会議の傍聴について必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他<u>教育長</u>の必要と認める事項を告げて、<u>教育長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人の行為の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育長</u>の許可を受けないで、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。</p> <p>(5) 略</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第5条 傍聴人は、前条の規定に違反して<u>教育長</u>が退席を命じたとき、又は三次市教育委員会会議規則（平成16年三次市教育委員会規則第3号）<u>第14条第1項ただし書</u>の規定により秘密会とすることを</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>三次市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他<u>委員長</u>の必要と認める事項を告げて、<u>委員長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>委員長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人の行為の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>委員長</u>の許可を受けないで、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。</p> <p>(5) 略</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第5条 傍聴人は、前条の規定に違反して<u>委員長</u>が退席を命じたとき、又は三次市教育委員会会議規則（平成16年三次市教育委員会規則第3号）<u>第16条第1項ただし書</u>の規定により秘密会とすることを</p>

<p>委員長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。</p> <p>(<u>教育長</u>の指示)</p> <p>第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が別に定める。</p>	<p>委員長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。</p> <p>(<u>委員長</u>の指示)</p> <p>第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が別に定める。</p>
--	--

第4条 (三次市教育長に対する事務委任規則の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(委任する教育事務)</p> <p>第1条 <u>教育委員会</u></p> <p>は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第25条第1項</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを除き、三次市教育長(以下「教育長」という。)に委任する。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) <u>法第26条の規定</u>による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</p> <p>(10)~(13) 略</p>	<p>(委任する教育事務)</p> <p>第1条 <u>三次市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)</p> <p>は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第26条第1項</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを除き、三次市教育長(以下「教育長」という。)に委任する。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) <u>法第27条の規定</u>による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</p> <p>(10)~(13) 略</p>